

令和6年度
足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業
応援サービスガイド

《本ガイドによるサービス利用期間》令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

令和6年度足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業 応援サービス一覧

○応援サービスを利用する場合は、多様性社会推進課へ連絡をお願いします。

○各サービスの申請書類には、認定証の写しを添付してください。

○★の取得数により、サービスの有無・回数が変わりますのでご了承ください。

○応援サービス申請時点に認定企業であるかをもってサービスの付与対象といたします。

応援サービスの内容		ページ	担当部署名
1	足立区中小企業融資（一般事業資金）の金利優遇	3	足立成和信用金庫
2	指定管理者制度の業者選定時の加点	4	契約課 工事契約係 物品契約係 各施設所管課
3	施工能力審査型総合評価方式による競争入札時の加点	4	
4	公募型プロポーザル方式による業者選定時の加点	4	
5	男女参画プラザ貸出施設の無料利用	5	多様性社会推進課 男女共同参画推進係
6	従業員研修のための講師を無料派遣（出前講座）	6	
7	新任者向けビジネスマナー研修	7	
8	労働関連セミナー	7	
9	専門家派遣	8	
10	推進企業の紹介	8	生涯学習支援課 スポーツ振興課
11	生涯学習施設・スポーツ施設の使用料減額	9～10	
12	中小企業融資における信用保証料の一部補助	11	企業経営支援課 相談・融資係
13	あだち産業センター交流室の無料利用	12	

各種応援サービスは令和6年12月1日現在の内容であり、事業見直し等により内容や申請方法が変更となる場合があります。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

当応援サービスは、区が実施する既存の事業について、推進企業向けに拡充措置を設けることで提供しているものです。

応援サービスに関する全般的なお問い合わせは多様性社会推進課までお願いいたします。

足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業 応援サービス利用の流れ

(1) あだち産業センター3階交流室、生涯学習センター及び地域学習センター、総合スポーツセンター等の貸出施設を利用する場合

- ① 推進企業は、利用施設の予約を行う。
予約の際に施設担当に「ワーク・ライフ・バランス推進企業であり
応援サービスを利用する旨」を伝える。
※ 申請の際は認定証の写しを提出する。



- ② 推進企業から、応援サービスの利用について、多様性社会推進課に
連絡する。(TEL:03-3880-5222)



- ③ 多様性社会推進課は、速やかに各担当課へ応援サービス利用につい
て情報提供を行う。



- ④ 各担当課が、推進企業に対して応援サービスを付与する。

※ 詳しくはP12(あだち産業センター3階交流室)、P9～10(生涯学習センター及び地域学習センター、総合スポーツセンター)をご覧ください。

(2) その他の応援サービスを利用する場合

- 推進企業は、利用したいサービスの担当部署に「ワーク・ライフ・バランス
推進企業であり、応援サービスを利用する旨」を伝える。
※ 利用の際は認定証の写しを提出する。

ご連絡・お問合せ

足立区多様性社会推進課(男女参画プラザ)

TEL:03-3880-5222 FAX:03-3880-0133 ☎:danjo@city.adachi.tokyo.jp

1 足立成和信用金庫による足立区中小企業融資(一般事業資金)の金利優遇

足立区が実施する中小企業制度融資(一般事業資金)を利用する際、金融機関を足立成和信用金庫に指定した場合、★の取得した数に限らず、融資金利が足立成和信用金庫所定金利から0.50%優遇されます。詳しくは、足立区中小企業融資取扱いの足立成和信用金庫各支店にお問い合わせ願います。

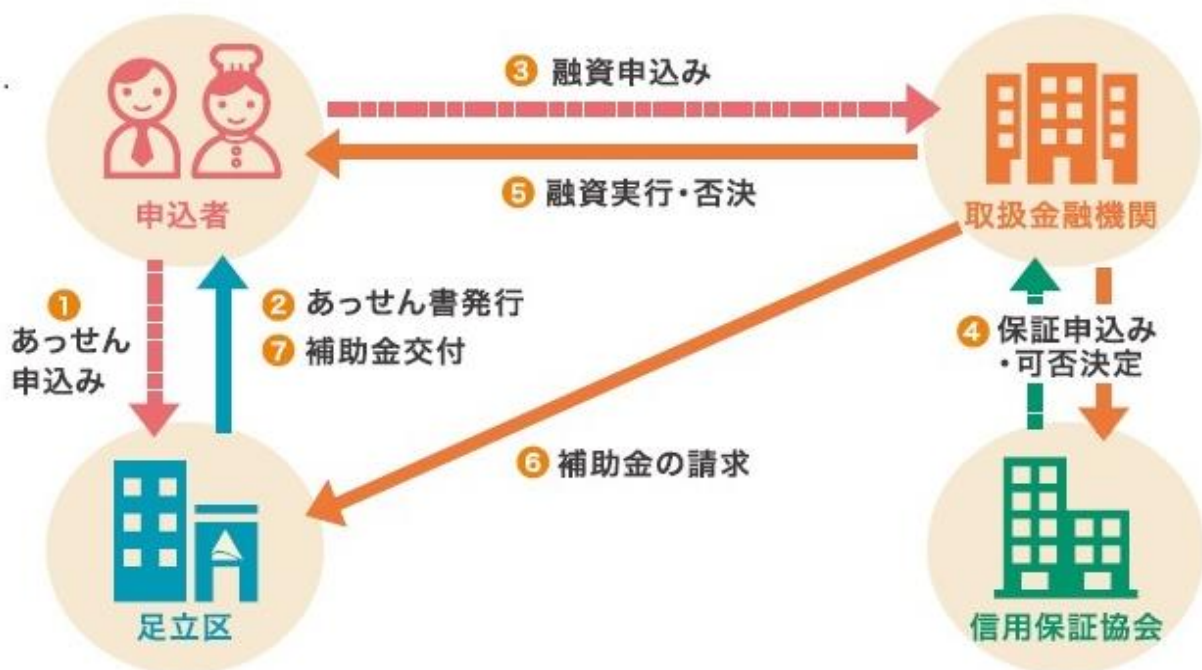
手続きの仕方

※ 足立成和信用金庫で金利優遇を受けたい方は、下記フロー図の金融機関は足立成和信用金庫となります。

- 1 区にあっせん申込みの際、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」の写しを提出してください。
- 2 融資申込みの際、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」の写しを提出してください。

(下記「中小企業融資のフロー図」の①③)

中小企業融資のフロー図



- ① 融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口へ【企業経営支援課相談・融資係 TEL:03-3880-5486】
- ② 区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- ③ 区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申込み
- ④ 信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定
(東京信用保証協会千住支店:千住仲町 40-10 TEL:03-3888-7231)
- ⑤ 融資の実行 ※ 申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- ⑥ 金融機関申込者の委任を受け信用保証料補助金を区に請求
- ⑦ ⑥を受け2～3カ月後に信用保証料補助金を申込者口座に振り込みます。

※ 足立区中小企業融資(一般事業資金)の利用条件、融資限度額及び必要書類等については、足立区企業経営支援課相談・融資係(TEL:03-3880-5486)にお問い合わせ願います。

2～4 一部の区契約における業者選定等での評価

(★★★のみ対象)

ワーク・ライフ・バランスを一部の区契約における業者選定等の評価項目のひとつとします。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

区の一部の契約等における業者選定の際に有利になります(★★★のみ対象)。

※ 対象とならない契約もあります。

対象となる契約等と優遇措置

対 象	支援内容
2 指定管理者制度の業者選定時の 加点	指定管理者選考における第一次選考(書面審査) 時の評価項目として、総評点の2%を割合加点
3 施工能力審査型総合評価方式に よる競争入札時の加点	総合評価方式の施工能力評価項目のうち、地 域・社会貢献点として、推進企業に1点の加点
4 公募型プロポーザル方式による 業者選定時の加点	提案書提出者を選定するための基準(公募型の み適用)のうち、評価項目(社会的貢献度)の指 標で割合加点

その他

公募型プロポーザル方式の契約においては評価の対象とならない場合もあります。

<お問い合わせ先>

契約課

工事契約係 TEL:03-3880-5832

物品契約係 TEL:03-3880-5833

※ 指定管理者選定については、各施設
所管課にお問い合わせください。

5 男女参画プラザ貸出施設の無料利用(年間最高5回まで)

エル・ソフィア内にある男女参画プラザの貸出施設(3室)を無料で利用できます。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

エル・ソフィア内にある男女参画プラザの貸出施設(3室)を無料で利用できます。

★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高5回まで利用できます。

【 ★…1回 ★★…3回 ★★★…5回 】

(通常は、指定団体のみへの貸出)

対象となる施設

場 所: 男女参画プラザ(エル・ソフィア内)

〒120-0851 足立区梅田七丁目33番1号

TEL: 03-3880-5222

利用時間: 午前9時～午後9時30分 年末年始、施設点検日を除く

○サークル活動室(定員20名)

○ボランティア・ビューロー(定員20名)

○介護看護実習室(定員20名)

利用の手順

- ① 利用日2カ月前の1日から利用日の前日までに、電話または窓口へお申込みください(土・日・祝日不可)。

例) 10月3日に利用予定の場合、8月1日から予約可能

- ② 利用日に、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」のコピーをご提示のうえ、窓口で鍵をお受け取りください。

※ 男女参画プラザの閉庁時には、梅田地域学習センター1F受付で鍵をお受け取りください。

＜お問い合わせ先＞

多様性社会推進課男女共同参画推進係

TEL: 03-3880-5222 FAX: 03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

6 従業員研修のための講師を無料派遣(出前講座)

(年間最高4回まで)

従業員向けに研修や勉強会を開催する際に、講師を無料で派遣します。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

従業員のキャリアアップや健康づくり等をテーマとした講座・研修のための講師を無料で依頼できます。

★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高4回まで利用できます。

【 ★…2回 ★★…3回 ★★★…4回 】

対象となるテーマ

ワーク・ライフ・バランスに関すること、従業員のキャリアアップや健康づくり等
例) 時間管理術、社会保険制度の基礎知識、コミュニケーション向上、メンタルヘルス、
健康管理、災害対策、タイムマネジメント など

※ なるべくご希望に添えるよう対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

利用の手順

- ① テーマや希望日時が決まったら、多様性社会推進課にご連絡ください。
申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
- ② テーマ・希望日時に合わせて、多様性社会推進課が講師を選定し、派遣します。

留意すること

- ① 原則として、希望日の3カ月前までにお申込みください。
- ② 会場は、企業様でご用意ください。
- ③ パソコンやプロジェクター等講座に必要な備品については別途相談に応じます。
- ④ 他の応援サービス(施設の無料または減額貸出)と併用できます。

＜お問い合わせ先＞

多様性社会推進課男女共同参画推進係

TEL: 03-3880-5222 FAX: 03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

7 新任者向けビジネスマナー研修(動画視聴)

新任者向けのビジネスマナー研修を無料で受講できます。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

新任者および若手従業員を対象としたビジネスマナー研修(動画視聴)を、無料で受講することができます。

利用の手順

- ① 区から開催のご案内をお送りします。
- ② ご案内に動画のURLを添付していますので、パソコン・スマートフォン・タブレットなどでご視聴ください。

8 労働関連セミナー

最新の労働関連法の情報提供として、男女参画プラザで開催するセミナーをご案内します。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

頻繁に改正される労働関連法の最新情報の提供として、男女参画プラザで開催するセミナーをご案内します。

利用の手順

- ① 区から開催のご案内をお送りします。
- ② 所定の申込方法によりお申込みください。

＜お問い合わせ先＞

多様性社会推進課男女共同参画推進係

TEL:03-3880-5222 FAX:03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

9 専門家派遣

推進企業からの申請により、専門家(社会保険労務士・中小企業診断士)を派遣します。(全推進企業対象)

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

推進企業が抱える労働環境や労働条件整備などの課題解決を図るため、また課題解決に向けた現状調査・分析、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた施策案の助言等を受けるため、社会保険労務士や中小企業診断士の派遣を依頼できます。

※ 社会保険労務士:1社につき、限度額が年度内30万円まで

※ 中小企業診断士:1社につき年度内5回まで

利用の手順

- ① 「足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣申請書」を区へご提出ください。
- ② 区職員及び社会保険労務士又は中小企業診断士が訪問し、必要な支援の確認をいたします。
- ③ 派遣が決定した場合、「足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣決定通知書」をお送りします。
- ④ 専門家派遣終了後、「足立区ワーク・ライフ・バランス専門家派遣実施報告書」を区へご提出ください。

10 推進企業の紹介

推進企業を区の公式ホームページ等で紹介します。

主なPR(全推進企業対象)

区の公式ホームページで紹介

＜お問い合わせ先＞

多様性社会推進課男女共同参画推進係

TEL:03-3880-5222 FAX:03-3880-0133

✉ danjo@city.adachi.tokyo.jp

11 生涯学習施設・スポーツ施設の使用料減額

(年間最高5回まで)

生涯学習施設、スポーツ施設を利用する際は、★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高5回まで、1回あたり半額の使用料で利用できます【★…1回 ★★…3回 ★★★…5回】。

対象となる施設

○生涯学習センター ○地域学習センター ○地域体育館 ○総合スポーツセンター

予約受付

◆生涯学習センター・地域学習センター・地域体育館・総合スポーツセンター(大体育室・小体育室のみ)

仮予約 ・利用日2カ月前の1日(1月は4日)から利用日の7日前(体育館は8日前)までに、電話・各センター窓口で仮予約してください。



例) 10月3日に利用予定の場合、8月1日から9月26日(体育館は9月25日)の間、予約可能

WLB 応援サービス利用承認通知書 ※ 送付は平日のみとなります。



・仮予約後、速やかに男女参画プラザへ連絡し、利用目的等を伝えてください。

・後日、男女参画プラザから、WLB 応援サービス利用承認通知書をお送りします。

申込 ・各センター窓口で①WLB 応援サービス利用承認通知書②各施設で配布している「施設使用料減額免除申請書」③「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」をご提出し、仮予約から3日以内に利用料金をお支払いください。

◆ホール(竹の塚地域学習センター・梅田地域学習センター)・講堂(生涯学習センター)

利用日6カ月前の1日(1月は4日)が抽選日です。窓口での申込は抽選日の翌日からになります。

例) 10月3日に利用予定の場合、4月1日が抽選日

※ 当該利用館窓口でのみ受付

【抽選日に申込みする場合】

抽選日 ・抽選日に利用しようとする施設で抽選に参加してください。



仮予約 ・抽選に当選したら、当該施設で仮予約の手続きをしてください。



WLB 応援サービス利用承認通知書 ※ 送付は平日のみとなります。



・仮予約後、速やかに男女参画プラザへ連絡し、利用目的等を伝えてください。

・後日、男女参画プラザから、WLB 応援サービス利用承認通知書をお送りします。

申込 ・窓口で①WLB 応援サービス利用承認通知書②各施設で配布している「施設使用料減額免除申請書」③WLB 推進企業認定証の写し」をご提出し、利用料金をお支払いください。

【抽選日の翌日以降に申込みする場合】

上記**仮予約**→**WLB 応援サービス利用承認通知書**→**申込**の順で手続きをお願いします。

留意すること

- ① 施設使用の申請は、使用団体の代表者とします。
- ② 申込(仮予約・支払い)は、区内22カ所総合受付窓口で可能です。ただし、ホール・講堂の申込みは、利用施設のみとなります。
- ③ 利用可能な施設は、学習室、レクリエーションホール、ホール(講堂)、体育館となります。
- ④ 使用料の半額は利用日の7日前までに予約した分が適用となります。
- ⑤ 施設使用料金支払い前は仮予約扱いとなります。
- ⑥ 仮予約から3日以内に支払いがない場合、予約は自動取消となります。
- ⑦ 利用当日の支払いは不可です。
- ⑧ 営利、宗教目的には使用できません。

応援サービスが受けられる施設の一覧

	施設名称	住所	連絡先	備考
1	生涯学習センター	千住 5-13-5(学びピア 21 内)	03-5813-3730	※ 講堂あり
2	伊興地域学習センター 伊興地域体育館	伊興 2-4-22	03-3857-6537	
3	梅田地域学習センター 梅田地域体育館	梅田 7-33-1	03-3880-5322	※ ホールあり
4	興本地域学習センター 興本地域体育館	興野 1-18-38	03-3889-0370	
5	江北地域学習センター 江北地域体育館	江北 3-39-4	03-3890-4522	
6	佐野地域学習センター 佐野地域体育館	佐野 2-43-5	03-3628-3273	
7	鹿浜地域学習センター 鹿浜地域体育館	鹿浜 6-8-1	03-3857-6551	
8	新田地域学習センター	新田 2-2-2	03-3912-3931	
9	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17	03-3850-3107	※ ホールあり
10	中央本町地域学習センター 中央本町地域体育館	中央本町 3-15-1	03-3852-1431	※ 令和7年3月まで大規模改修工事のため休館
11	東和地域学習センター 東和地域体育館	東和 3-12-9	03-3628-6201	
12	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26	03-3857-0008	
13	花畑地域学習センター 花畑地域体育館	花畑 4-16-8	03-3850-2618	
14	保塚地域学習センター	保塚町 7-16	03-3858-1502	
15	総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	03-3859-8211	
16	竹の塚体育館 (スイムスポーツセンター内)	西保木間 4-10-1	03-3850-1133	

12 中小企業融資における信用保証料の一部補助

(★★★のみ対象)

足立区の中小企業融資は、区内中小企業者に事業資金の融資をあっせんするもので、融資取扱金融機関（区内のほとんどの銀行・信用金庫・信用組合の各支店）が、東京信用保証協会の保証承諾を得て、区が定めた条件により事業資金を貸し付ける制度です。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

融資の種類の率にかかわらず限度額50万円まで補助を行います。(★★★のみ対象)

融資の種類

- ① 一般事業資金 ② 経営革新資金 ③ 経営安定資金 ④ 創業資金 ⑤ 小口零細資金
※ 借換資金を除く

対象・資格(法人・個人問わず) ※ 次のすべてに該当することが必要です

- ① 1年以上継続して事業を営む中小企業であること
② 足立区内に1年以上住所(法人は本店または支店登記)を有すること
③ 保証協会の保証対象業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること
(遊興娯楽業・風俗業の一部、農林業、金融業等を除くほとんどの業種が保証対象業種に該当)
④ 区民税(法人の場合は法人都民税)その他税金の未申告・滞納がないこと
⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと。暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
※ 創業資金は一部要件が異なりますので、詳しくは企業経営支援課相談・融資係にお問合せください。

申請にあたって

融資申込書等の提出先は、足立区役所南館4階企業経営支援課です。申請に必要な書類を確認のうえ、窓口までお持ちください。

※ 融資申込書は、足立区役所南館4階企業経営支援課及び取扱金融機関各店にあります。

信用保証料の補助内容、必要書類及びその他詳細については、担当の企業経営支援課相談・融資係にお問い合わせください。

足立区 中小企業融資

検索

<お問い合わせ先>

企業経営支援課 相談・融資係

TEL:03-3880-5486 FAX:03-3880-5605

✉ kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

13 あだち産業センター交流室の無料利用(年間最高3回まで)

会議や研修会等であだち産業センター3階交流室を利用できます。

ワーク・ライフ・バランス推進企業は

企業単位であだち産業センター3階交流室を利用できます。

★の数に応じ、年間(12月1日から翌年11月30日まで)最高3回まで

【 ★…1回 ★★…2回 ★★★…3回 】

※ 通常は複数の企業もしくは事業主によって構成された団体でないと利用できません。

施設概要

場 所: あだち産業センター 3階交流室

〒120-0034 足立区千住一丁目5番7号

利用時間: 午前9時～午後9時 年末年始及び臨時休館日を除き原則年中無休

定 員: 50名

利用の手順

① ご利用の希望日時及びワーク・ライフ・バランス推進企業であることを、あだち産業センター1階産業情報室(TEL:03-3870-1221 FAX:03-3882-0886)までお申し出ください。

ご利用希望日の3カ月前の月の初日～1週間前まで、予約受付が可能です。

② ご希望の日時の予約に空きがあれば、お電話いただいた日から3日間仮予約としてお受けします。

③ 仮予約有効期間内(3日間以内)に「あだち産業センター交流室使用申請書」をいずれかの方法で産業情報室に提出してください。

(1)Eメール (2)FAX (3)受付に持参

※ 提出の際には、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証の提示」または認定証の写し(コピー)を添付してください。

④ 「あだち産業センター交流室使用承認書」が交付されますので、利用日当日お持ちください。

足立区 あだち産業センター

検索

<お問い合わせ先>

企業経営支援課 相談・融資係

TEL:03-3880-5486 FAX:03-3880-5605

✉ kigyos-shien@city.adachi.tokyo.jp

令和6年度足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業 応援サービスガイド

令和6年12月発行

発 行 足立区

編 集 足立区地域のちから推進部多様性社会推進課

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

TEL 03-3880-5222 FAX 03-3880-0133

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/shigoto/chushokigyo/work-life/index.html>